



各 位



平成21年 5月26日

会 社 名 株式会社 日 伝  
代表者名 代表取締役社長 北 川 憲 三  
(コード番号： 9902 東証第一部)  
問合せ先 代表取締役専務 西 木 利 博  
(TEL 06-7637-7000)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月26日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成21年6月23日開催予定の第58期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、現行定款第7条の株券を発行する旨の規定、第9条第2項の単元未満株券の不発行に関する規定、第10条の実質株主及び第11条第3項の実質株主名簿に係る規定が不要となりますので、これらの規定を削除するものであります。
- (2) 株券電子化に対応するための株式取扱規則の改正により、株主権(請求・届出、少数株主権等)の行使の手続に関する事項が株式取扱規則に定められていることを明確にするため、現行定款第12条(株式取扱規則)に「株主権行使の手続きその他」の文言を追加するものであります。
- (3) 平成22年1月6日をもって失効する現行定款第11条第3項の株券喪失登録簿に係る規定を移設するため、附則の新設を行うものであります。
- (4) 上記のほか、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月23日(火曜日)
定款変更の効力発生日	平成21年6月23日(火曜日)

以 上

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 &lt;条文省略&gt; (单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 &lt;条文省略&gt; 2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(单元未満株式の権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 &lt;条文省略&gt; 2 &lt;条文省略&gt; 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第13条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第40条  &lt;新 設&gt;</p>	<p>&lt;削 除&gt;</p> <p>第7条 &lt;現行どおり&gt; (单元株式数)</p> <p>第8条 &lt;現行どおり&gt; &lt;削 除&gt;</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 &lt;現行どおり&gt; 2 &lt;現行どおり&gt; 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の<u>株主権行使の手続き</u>その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第39条</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>